平成13年3月30日教育委員会教育長訓令第3号

改正

平成14年3月30日教育委員会教育長訓令第2号 平成17年9月27日教育委員会教育長訓令第9号 平成20年3月29日教育委員会教育長訓令第21号 平成21年3月28日教育委員会教育長訓令第3号 平成21年3月30日教育委員会教育長訓令第5号 平成28年1月5日教育委員会教育長訓令第1号 令和2年10月28日教育委員会教育長訓令第6号

沖縄県教職員住宅貸付規程を次のように定める。

沖縄県教職員住宅貸付規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県公舎管理規則(昭和58年沖縄県規則第22号。以下「規則」という。) 第3条に規定する有料公舎のうち、教育庁の所管するもの(以下「教職員住宅」という。)の維 持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員住宅の種類、名称、位置等)

- 第2条 教職員住宅の種類は、建設住宅(規則第7条の規定に基づき建設の方法により設置された ものをいう。以下同じ。)又は借受住宅(規則第7条の規定に基づき借受けの方法により設置さ れたものをいう。以下同じ。)とする。
- 2 建設住宅の名称及び所在地は、別表のとおりとする。
- 3 借受住宅の名称及び所在地については、別に定める。 (教職員住宅の管理)
- 第3条 教職員住宅の管理に関する事務は、学校ごとに割り当てられた教職員住宅(以下「学校別住宅」という。)にあっては当該学校の校長(以下「管理学校長」という。)が行い、教育事務所の所管する地区(以下「教育事務所所管地区」という。)ごとに割り当てられた教職員住宅(以下「地区別住宅」という。)にあっては当該教育事務所所管地区を所管する教育事務所の長が行うものとする。

(入居資格)

第4条 教職員住宅に入居することができる者は、学校別住宅にあっては当該学校の職員(規則第

13条第2項に規定する臨時的に任用された者を含む。以下同じ。)及び当該職員と生計を一にする者とし、地区別住宅にあっては当該教育事務所所管地区に所在する県立学校その他の教育機関及び教育庁の出先機関(以下「県立学校等」という。)の職員並びに当該職員と生計を一にする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 教職員住宅の所在する教育事務所所管地区内にある規則第2条第2号に規定する公舎、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅又は国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第2条第2号に規定する宿舎に既に入居する者
- (2) 教職員住宅の所在する教育事務所所管地区内に自己又は生計を一にする者が所有する住宅を有する者
- 2 借受住宅に入居することができる者は、前項に規定する要件を充たし、かつ、新たに採用され た職員又は当該借受住宅が所在する教育事務所所管地区以外の地区から当該借受住宅が所在する 教育事務所所管地区内の県立学校等に異動した者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員住宅を管理する管理学校長又は教育事務所の長(以下「管理学校長等」という。)が特に必要と認めた者であって、教育長の承認があったものについては、 教職員住宅に入居することができるものとする。

(入居申請)

第5条 教職員住宅に入居しようとする者は、規則第14条に規定する公舎入居承認申請書に教職員住宅入居調書(第1号様式)を添えて、管理学校長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(入居者の決定)

第6条 管理学校長等は、公舎入居承認申請書を受理したときは、第12条に規定する教職員住宅入 居者選考委員会に諮り、教職員住宅入居者選考委員会の選考した入居予定者のうちから入居者を 決定するものとする。

(入居補欠者の決定等)

- 第7条 管理学校長等は、前条の規定により入居者を決定する場合においては、入居者のほかに入 居予定者のうちから補欠として若干名の入居補欠者を順位を定めて決定するものとする。
- 2 管理学校長等は、入居の承認を受けた者が入居期限内に教職員住宅に入居しないとき、又は入 居後当該教職員住宅を明け渡したときは、前項の規定により決定された入居補欠者のうちから入 居順位に従い入居者を決定するものとする。
- 3 管理学校長等は、第1項の規定により入居補欠者を決定したときは、当該入居補欠者に教職員

住宅入居補欠者指定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

4 第1項に規定する入居補欠者の入居順位は、当該入居順位決定の日の属する年の翌年の3月31日に失効する。ただし、当該入居順位の決定が1月から3月までに行われた場合にあっては、当該入居順位決定の日の属する年の3月31日に失効する。

(使用期間)

- 第8条 建設住宅の使用期間は、入居決定の日から起算して5年以内とする。ただし、管理学校長 等が特に必要と認めた場合には、この限りでない。
- 2 借受住宅の使用期間は、入居者の人事異動の発令の日から起算して5年以内とする。ただし、 管理学校長等が特に必要と認めた場合には、この限りでない。
- 3 前2項の使用期間の起算日の応当日が月の中途となるときは、前2項の規定にかかわらず、当 該使用期間は、当該応当日の属する月の前月の末日をもって満了するものとする。

(入居者の誓約)

第9条 入居者は、入居に際して教職員住宅入居誓約書(第3号様式)を当該教職員住宅を管理する管理学校長等に提出しなければならない。

(異動届)

第10条 入居者は、同居者に異動があったときは教職員住宅同居者異動届(第4号様式)を、転任 又は勤務する公署の移転があったときは転任等異動届(第5号様式)を管理学校長等に提出しな ければならない。

(入居料の納入)

第11条 入居者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)で定める収入徴収者の発する納入通知書により入居料を納入しなければならない。

(委員会の組織)

- 第12条 教職員住宅が割り当てられた学校及び教育事務所に教職員住宅の入居予定者を選考するための教職員住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、学校別住宅に係るものにあっては当該学校の教頭(副校長を置く学校にあっては、 副校長)及び当該学校に勤務する職員の代表4名をもって、地区別住宅に係るものにあっては教 育事務所の総務班の班長及び当該教育事務所所管地区内にある各県立学校の教頭(副校長を置く 学校にあっては、副校長)並びに当該教育事務所所管地区内にある県立学校等に勤務する職員代 表1名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は、学校別住宅にあっては当該学校の教頭(副校長を置く学校

にあっては、副校長)をもって充て、地区別住宅にあっては教育事務所の総務班の班長をもって 充てる。

- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。 (会議)
- 第13条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長が決する。 (入居予定者選考基準)
- 第14条 委員会は、別に定める基準によって、入居予定者を選考しなければならない。 (答申)
- 第15条 委員会は、前条の規定により入居予定者を選考したときは、入居予定者名簿を作成し、管理学校長等に提出するものとする。

(利用状況等)

第16条 管理学校長等は、教職員住宅の管理上必要があると認めるときは、その指定する職員に教職員住宅の利用状況等を調査させることができる。

(雑則)

第17条 この訓令に定めるもののほか、教職員住宅の維持及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に教職員住宅に入居している者(以下「既入居者」という。)は、この 訓令に基づいて入居した者とみなす。
- 3 既入居者に対する第8条の使用期間の計算については、この訓令の施行の日から起算するもの とする。
  - 附 則(平成14年3月30日教育委員会教育長訓令第2号)
  - この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
    - 附 則 (平成17年9月27日教育委員会教育長訓令第9号)
  - この訓令は、平成17年10月1日から施行する。
    - 附 則(平成20年3月29日教育委員会教育長訓令第21号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月28日教育委員会教育長訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日教育委員会教育長訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月5日教育委員会教育長訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月28日教育委員会教育長訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

### 別表(第2条関係)

区分	名称	所在地
	辺土名高等学校教職員住宅	大宜味村
	北山高等学校教職員住宅	今帰仁村
	本部高等学校教職員住宅	本部町
	名護高等学校教職員住宅	名護市
	北部農林高等学校教職員住宅	名護市
	宜野座高等学校教職員住宅	金武町
207 I <del>-1-</del>	久米島高等学校教職員住宅	久米島町
学校別	宮古高等学校教職員住宅	宮古島市
住宅	宮古総合実業高等学校教職員住宅	宮古島市
	宮古工業高等学校教職員住宅	宮古島市
	宮古特別支援学校教職員住宅	宮古島市
	八重山高等学校教職員住宅	石垣市
	八重山農林高等学校教職員住宅	石垣市
	八重山商工高等学校教職員住宅	石垣市
	八重山特別支援学校教職員住宅	石垣市
	北部地区教職員住宅	名護市
地区別	中部地区教職員住宅	沖縄市
住宅	宮古地区教職員住宅	宮古島市

八重山地区教職員住宅	石垣市
八里口地色软槭具压七	九石山

### 第1号様式(第5条関係)

# 教職員住宅入居調書

# 1 家族構成

氏	名	続柄	生年月日	現在の勤務先又は就学先	収入(年額)

2 扶養義務のある別居家族又は別居予定家族

氏	名	続柄	住	所	収入(年額)

- 3 家屋の状況(○で囲む)
- (1) 持ち家
- (2) 借家(家賃: 円)
- 4 その他

第 号

年 月 日

殿

卸

教職員住宅入居補欠者指定通知書

下記のとおり、教職員住宅の入居補欠者に指定します。

記

- 1 入居補欠の教職員住宅の名称
- 2 入居補欠者指定の順位
- 3 入居補欠者の入居順位は、 年3月31日に失効する。

年 月 日

殿

所属

職名及び氏名

**(a)** 

教職員住宅入居誓約書

下記の教職員住宅への入居に際して入居期間中は、沖縄県公舎管理規則及び沖縄 県教職員住宅貸付規程に定める事項を遵守し、破損、汚損等のないように注意する とともに、入居者の負担義務については忠実に履行することを誓約します。

記

- 1 教職員住宅の名称及び所在地
- 2 住宅の形式及び部屋番号

年 月 日

殿

教職員住宅の名称

棟の名称及び部屋番号

職名及び氏名

1

教職員住宅同居者異動届

下記のとおり、同居者に異動があったので届け出ます。

記

### 同居者の異動

入居者と の続柄	氏	名	生年月日	月日 職 業		異動の原因		

(注) 異動の原因の欄は、転出、出生、死亡等の異動の原因をその旨記入すること。

第5号様式(第10条関係)			
	年	月	日
殿			
教職員住宅の名称	;		
棟の名称及び部屋	番号		
職名及び氏名			•
転 任 等 異 動 届			
下記のとおり、異動があったので届け出ます。			
記			
1 人事異動等			
(1) 新所属名			
(2) 旧所属名			
(3) 異動年月日			
2 公署の移転			
(1) 新所在地			
(2) 旧所在地			

(3) 異動年月日